

こ家 第 1814 号
平成28年12月22日

様

佐賀県健康福祉部
男女参画・こども局長



佐賀県内市町における子どもの医療費助成事業の制度改正について（通知）

本県の母子保健行政につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

現在、本県の子どもの医療費助成事業において、小学校就学前の子どもの医療費については、保護者が医療機関窓口で一部負担額だけを支払う方式（以下「現物給付」という。）で実施していますが、小学校就学後の子どもの医療費については、医療機関の窓口で3割を負担し、市町の窓口で払い戻しをする方式（以下「償還払い」という。）で実施されています。

この度、子育て世代の利便性を高めるために、平成29年4月診療分からは、小学校就学後の子どもの医療費についても市町毎に別紙のとおり現物給付方式に制度が改正されますのでお知らせします。

また、小学校就学後の現物給付の対象範囲及び保護者負担額が、市町により異なりますので御留意ください。

なお、審査支払業務については、引き続き社会保険診療報酬支払基金及び佐賀県国民健康保険団体連合会が事務を行います。

県としましては、制度改正に伴い、市町と連携し、市町により対象年齢や保護者負担額が異なること等県民へ広報することとしていますが、貴団体におかれましても、団体の構成員及び関係者等に対し制度改正の周知をお願いいたします。

担当 こども家庭課母子保健担当

電話 0952-25-7056

FAX 0952-25-7300

今回の制度改正の主旨

市町が独自に実施している就学後の子どもの医療費助成制度について、助成方法を償還払いから現物給付へ変更し、子育て世代の利便性を高めます。

○ 制度改正の内容

(平成29年4月1日診療分から適用)

★就学後の医療機関の窓口での支払方法の見直し

<p>(現行)</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 就学前の入院と通院 医療機関の窓口で保護者負担額を支払う(現物給付)<input type="checkbox"/> 就学後の入院と通院 医療機関の窓口で医療保険の3割を支払い市町の窓口で還付(償還払い)	▶	<p>(改正後)</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 就学前の入院と通院 変更なし(現物給付)<input type="checkbox"/> 就学後の入院と通院 <u>現物給付</u>
--	---	---

★現物給付の対象年齢

<p>(現行)</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 就学前の入院と通院	▶	<p>(改正後)</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 就学前の入院と通院<input type="checkbox"/> 就学後は、<u>市町の対象範囲</u>
--	---	--

★現物給付における保護者負担額

<p>(現行)</p> <p>ひと月・1医療機関につき</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 就学前 入院:上限 1,000 円 通院:上限 500 円を 2 回まで ※窓口での請求額が 500 円に満たない場合は、その額で 1 回とみなします。 調剤:負担なし	▶	<p>(改正後)</p> <p>ひと月・1医療機関につき</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 就学前 変更なし<input type="checkbox"/> 就学後 <u>市町により異なる</u> ※佐賀市、唐津市に調剤の負担がある
---	---	---

★所得制限はありません

★医療機関における現物給付に係る事務手続きについては、就学前までと同様に審査支払機関へお願いします。

子どもの医療費助成事業の 制度改正について — 就学後の現物給付化 —

平成28年12月

こども家庭課

(H28.12.22 作成)

制度改正の主旨

市町が独自に実施している就学後の子どもの医療費助成制度について、助成方法を償還払いから現物給付へ変更し、子育て世代の利便性を高めます。

- 1 実施時期
平成29年4月1日診療分から
- 2 改正内容
就学後の子どもの医療費について、市町の設定範囲において現物給付となります
 - ① 対象年齢は、市町により異なります
 - ② 保護者負担額は、市町により異なります
佐賀市、唐津市では、調剤の保護者負担があります
 - ③ 就学後の受給資格証には、保護者負担額が明記されます
- 3 これまでと変わらない点
 - ① 就学前の子どもの医療費は、これまでと同様現物給付です
保護者負担額 入院：上限1,000円
(ひと月・1医療機関) 通院：上限 500円を2回まで
調剤：負担なし
 - ② 食事療養費は、対象外です
 - ③ 審査支払事務は、佐賀県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金佐賀支部で行います

【市町の現物給付に係る保護者負担額と対象年齢】

	負担額	対象年齢		市町名
		入院	通院	
1	入院 1,000円/ひと月・1医療機関 通院 500円×2回 /ひと月・1医療機関	中学校 卒業まで	中学校 卒業まで	多久市、鹿島市、小城市、吉野ヶ里町 江北町、白石町
2		18歳 年度末まで	小学校 卒業まで	鳥栖市
3		18歳 年度末まで	中学校 卒業まで	基山町
4		18歳 年度末まで	18歳 年度末まで	嬉野市、神埼市、上峰町、みやき町、 大町町、太良町
5	入院 1,000円/ひと月・1医療機関 通院 500円×2回 調剤 500円×2回/ひと月・1薬局 /ひと月・1医療機関	小学校 卒業まで	小学校 卒業まで	佐賀市
6	入院 1,000円/ひと月・1医療機関 通院 500円×2回 調剤 500円×2回 /ひと月・1薬局(医療機関ごとに)	中学校 卒業まで	中学校 卒業まで	唐津市
7	入院、通院 1,000円/ひと月・1医療機関	中学校 卒業まで	中学校 卒業まで	伊万里市、武雄市、有田町
8	入院、通院 無料	中学校 卒業まで	中学校 卒業まで	玄海町

○子どもの医療費助成事業の市町の現物給付の対象年齢と自己負担額(平成29年4月1日予定)

(H28.12.12現在)

【建制順】

A: 1,000円/ひと月・1医療機関 B: 500円×2回/ひと月・1医療機関 C: 無料

D: 500円×2回/ひと月・1薬局 E: 500円×2回/ひと月・1薬局(医療機関毎)

※調剤の自己負担は、佐賀市及び唐津市の就学後の対象のみあり

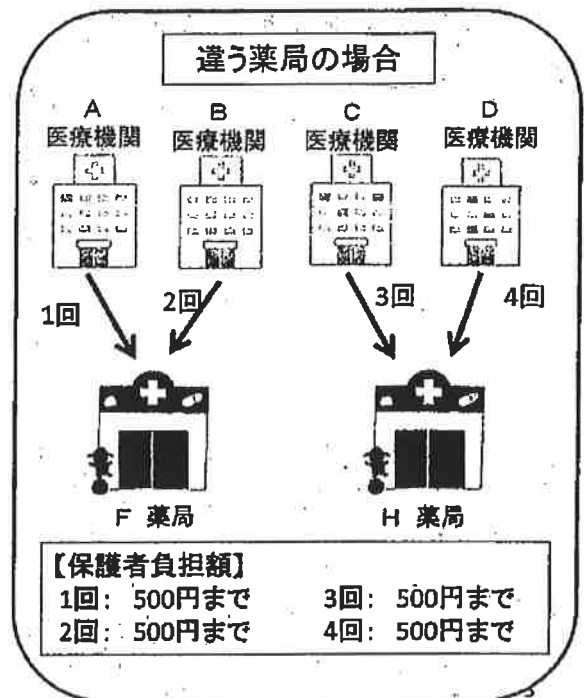
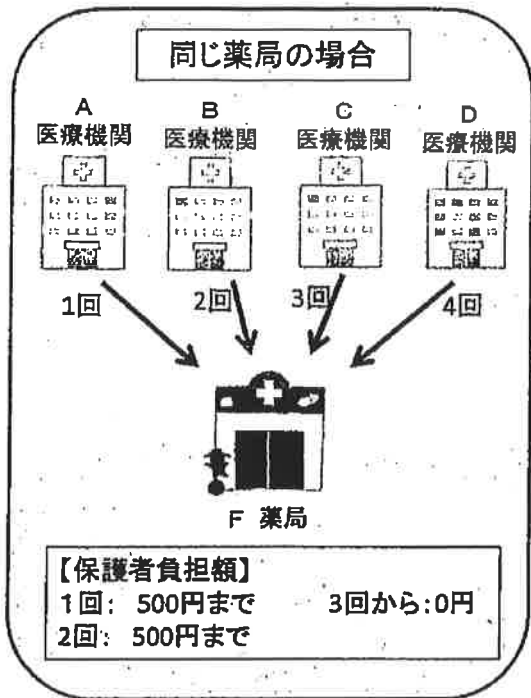
公費負担番号	市町名	就学前まで		小学生		中学生		18歳年度末		調剤
		入院	通院	入院	通院	入院	通院	入院	通院	
81410011	佐賀市	A	B	A	B					D小学生
81410029	唐津市	A	B	A	B	A	B			E小・中学生
81410037	鳥栖市	A	B	A	B	A		A		
81410045	多久市	A	B	A	B	A	B			
81410052	伊万里市	A	B	A	A	A	A			
81410060	武雄市	A	B	A	A	A	A			
81410078	鹿島市	A	B	A	B	A	B			
81410086	小城市	A	B	A	B	A	B			
81410094	嬉野市	A	B	A	B	A	B	A	B	
81410102	神埼市	A	B	A	B	A	B	A	B	
81410953	吉野ヶ里町	A	B	A	B	A	B			
81410631	基山町	A	B	A	B	A	B	A		
81410672	上峰町	A	B	A	B	A	B	A	B	
81410946	みやき町	A	B	A	B	A	B	A	B	
81410789	玄海町	A	B	C	C	C	C			
81410813	有田町	A	B	A	A	A	A			
81410854	大町町	A	B	A	B	A	B	A	B	
81410862	江北町	A	B	A	B	A	B			
81410938	白石町	A	B	A	B	A	B			
81410904	太良町	A	B	A	B	A	B	A	B	4

薬局での負担について(佐賀市の場合)

【調剤負担】ひと月・1薬局あたり 500円を上限に2回まで

原則: 1処方箋を1回とし、薬局で処方箋を受け付けた順に制度を適用

同時に複数の処方箋を受け付けた場合は、保護者負担額が少なくなるように適用



薬局での負担について(佐賀市の場合)

事例: 小学3年生が12月に風邪をひいて、A小児科、B耳鼻科、C皮膚科を受診。

A小児科で処方された調剤の自己負担額(3割)	600円
B耳鼻科	400円
C皮膚科	200円

例1) 同じ薬局で同時に調剤した場合、安い方から2回まで

(医療機関での処方日は、同日も別日も同様)

【保護者負担額】

A小児科処方箋、12月3日にF薬局で調剤	600円	⇒	3回目	0円
B耳鼻科処方箋、12月3日にF薬局で調剤	400円	⇒	2回目	400円
C皮膚科処方箋、12月3日にF薬局で調剤	200円	⇒	1回目	200円

例2) 同じ薬局で別の日(又は同日の別時間)で調剤した場合、受付順に2回まで

(医療機関での処方日は、同日も別日も同様)

【保護者負担額】

A小児科処方箋、12月1日にF薬局で調剤	600円	⇒	1回目	500円
B耳鼻科処方箋、12月2日にF薬局で調剤	400円	⇒	2回目	400円
C皮膚科処方箋、12月3日にF薬局で調剤	200円	⇒	3回目	0円

例3) 違う薬局で調剤した場合、薬局毎に2回まで

(医療機関での処方日は、同日も別日も同様)

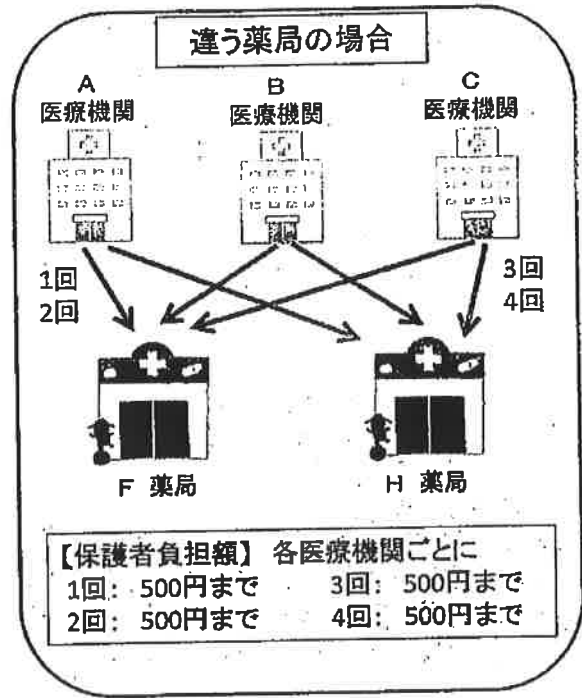
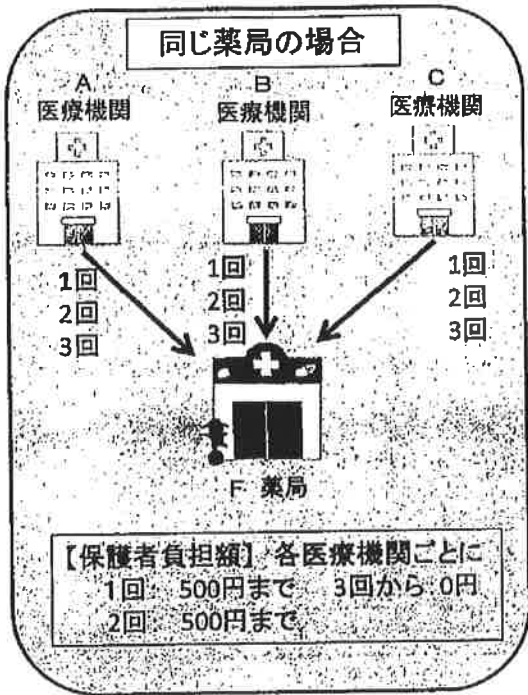
【保護者負担額】

A小児科処方箋、12月1日にF薬局で調剤	600円	⇒	1回目	500円
B耳鼻科処方箋、12月2日にF薬局で調剤	400円	⇒	2回目	400円
C皮膚科処方箋、12月3日にG薬局で調剤	200円	⇒	1回目	200円

薬局での負担について(唐津市の場合)

【調剤負担】 ひと月・1薬局あたり(医療機関ごとに)・・・薬局のレセプトごとに500円を上限に2回まで

原則: 複数の病院からの処方箋を同じ薬局で受け付けた場合は、医療機関ごとに制度を適用。薬局が変われば新たに医療機関ごとに制度を適用



薬局での負担について(唐津市の場合)

事例: 小学3年生が12月に風邪をひいて、A小児科2回、B耳鼻科3回、C皮膚科1回受診。
A小児科で処方された調剤の自己負担額(3割) 1回目600円、2回目300円
B耳鼻科 " " 1回目400円、2回目400円、3回目400円
C皮膚科 " " 1回目200円

例1) 同じ薬局で調剤した場合 **【保護者負担額】**
A小児科処方箋をF薬局で調剤 1回目600円、2回目300円⇒1回目500円、2回目300円
B耳鼻科処方箋をF薬局で調剤 1回目400円、2回目400円、3回目400円
⇒1回目400円、2回目400円、3回目0円
C皮膚科処方箋をF薬局で調剤 1回目200円 ⇒1回目200円

例2) 医療機関の処方箋ごとに違う薬局で調剤した場合 **【保護者負担額】**
A小児科処方箋をF薬局で調剤 1回目600円、2回目300円⇒1回目500円、2回目300円
B耳鼻科処方箋をG薬局で調剤 1回目400円、2回目400円、3回目400円
⇒1回目400円、2回目400円、3回目0円
C皮膚科処方箋をH薬局で調剤 1回目200円 ⇒1回目200円

例3) 同一医療機関の処方箋を違う薬局で調剤した場合 **【保護者負担額】**
A小児科処方箋をF薬局で調剤 1回目600円、2回目300円⇒1回目500円、2回目300円
B耳鼻科処方箋をF薬局で調剤 1回目400円、2回目400円⇒1回目400円、2回目400円
" G薬局で調剤 3回目400円 ⇒3回目(G薬局1回目)400円
C皮膚科処方箋をH薬局で調剤 1回目200円 ⇒1回目200円

【 受給資格証の様式について】

	就学前	就学後
現行	佐賀市、基山町、太良町	
案1		佐賀市、基山町、太良町
		多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、大町町、江北町、白石町
案2	唐津市、鳥栖市、伊万里市、玄海町、有田町	

<現行の受給資格証>

※佐賀市は別様式

子どもの医療費受給資格証	
受給者番号	8 1 4 1
氏名	
生年月日	年 月 日
住所	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付年月日	年 月 日
発行機関名及び印	佐賀県 ○○市町
公費負担番号	8 1 4 1

<改正後の受給資格証> (案1)

子どもの医療費受給資格証	
受給者番号	8 1 4 1
氏名	男・女
生年月日	年 月 日
住所	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
自己負担額	入院 通院 調剤
交付年月日	年 月 日
発行機関名及び印	佐賀県 ○○市町
公費負担番号	8 1 4 1

(案2)

子どもの医療費受給資格証	
受給者番号	8 1 4 1
氏名	男・女
生年月日	年 月 日
住所	
有効期間	自己負担額 入院 通院 調剤
年月日 ~年月日	
年月日 ~年月日	
交付年月日	年 月 日
発行機関名及び印	佐賀県 ○○市町
公費負担番号	8 1 4 1 9

4 留意点

- ① 就学前の子どもの医療費は、保護者負担額が県内市町で同じですが、就学後の子どもの医療費は、保護者負担額及び現物給付の対象年齢が、市町により異なります
- ② 受診時に、受給資格証の提示がない場合は、現物給付はできません
- ③ 受給資格証の様式は、市町により異なります
一部市町では、就学前の子どもの医療費において、保護者負担額が明記されていないこれまでの受給資格証を使用される場合があります
その場合は、これまで同様の処理をお願いします

保護者負担額 (ひと月1医療機関)	入院：上限1,000円
	通院：上限 500円を2回まで
	調剤：負担なし
- ④ 養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病等 他の公費負担が適用される場合は、これらを優先してください（公費を使用した後の自己負担分に子どもの医療費が適用できます）
- ⑤ 学校でけがした場合等で、スポーツ保険が適用される場合は、子どもの医療費は対象となりません
- ⑥ 受給資格証の住所と現在の住所が異なる場合は、現物給付はできません
お住まいの市町で、転居の手続きをされるよう指導をお願いします
なお、現物給付で処理した場合は、受給資格証を発行した市町へご連絡ください
- ⑦ 国民健康保険の子どもが入院する場合は、「限度額適用認定証」の申請について指導をお願いします